資 料 ４

第５回会議までの整理（見直しの方向性）を踏まえた検討結果【改正の概要等（案）】

１　共生社会の実現に向けたさらなる記述（目的規定の記述の充実）

障害者権利条約・障害者基本法等での「障害の社会モデル」（共生社会・社会的障壁の除去・合理的配慮等が導入）等の考え方を踏まえた対応の必要性など、社会状況の変遷により、有効なバリアフリー化を進めるためのソフト的な取組の推進がさらに求められており、県も取り組んでいく必要がある。関連法(バリアフリー法)では、同様の背景から「共生社会の実現」を理念として明確化した。また、平成28年に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の、障害者の社会的障壁の除去は本条例と関わりが深く、こうした状況にも鑑み、本条例においても「共生社会」の実現に向けて文言の整理を検討する必要がある。

　　【見直しの方向性】　条例

　　・共生社会の実現に向けた理念を明確化するため記述を充実する。（第１条）

【改正の概要等（案）】

　　・　「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定や「バリアフリー法」の改正においても共生社会の実現が理念として明確化されたこと等を踏まえ、バリアフリーの街づくりを推進する本条例でもこうした理念を明確化するため、目的規定の記述を充実する。

→　目的規定の記述を整理して、条例の目的が、ともに生きる社会（共生社会）

の実現に資することや、その目的とする社会の説明等を追記して充実する。

（第１条）

２　バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進

ソフト的な取組を進めていくため、施策を充実していく必要がある。また、会議においても「バリアフリー教育が以前よりおろそかになっているのではないか」という意見があり、バリアフリーの街づくりに向けて、より一層の推進が求められる。

さらに、ハード整備がされても対応の問題で実質的なバリアフリー化がなされていない事例等の意見を受け、次に記載の、施設の円滑な利用に向けた支援と合せて、理解促進・教育啓発の対応が必要と考えられる。

条例では主に第４条第２項、第５条第２項、第７条、第８条等で、ソフト的な取組、いわゆる「心のバリアフリー」に類する取組や、当事者参加等に関わる内容について触れている。

　　【見直しの方向性】　条例・施策

　　・第５条(県民の責務)、第７条(施策の基本方針)、第８条(障がい者等の意見の反映)等に基づく施策としてバリアフリーに関する教育の充実を図ることや、１の理念規定の追記検討と合わせた検討を行う。

【改正の概要等（案）】

　　・　議論の経過や、障害者差別解消法の制定、バリアフリー法の動向等を踏まえ、条例改正を行う。

→ 　事業者・県民の責務において、目指す社会は「すべての県民が年齢、障害の

有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会」であ

ることを明らかにし、目指す社会に向けて自らの役割を認識し、その実現に向

けて協力することを明確に求める（第４条、第５条）

・　併せて、施策を推進し、バリアフリーに関する教育や理解促進を図っていく。

（想定される取組例）

子ども向けや県民向けの啓発資料や教材作成・配布、当事者や市町村、教育委員会等

の関係機関と連携した取組、県民・事業者等に向けた周知活動等、整備ガイドブック

において事業者向けの周知・啓発、事業者向け研修会の実施、県民向けの啓発資料作

成（合理的配慮等とも連携）等

※当初検討していた第７条「すべての県民」を「県民及び事業者」に変える件は、元々、

同文は事業者も含むことが明らかなため、「『言い方の差』では法文改正は困難」と、

法務部門から指摘されていること、また、「県民及び事業者」と区分すると障害者等

が除外される印象があること等から原文とする

３　施設の円滑な利用に向けて

条例では、県民・事業者等に対して、安全・快適な利用への協力や配慮した整備等が努力義務となっている(第４条第２項、第５条第２項)。

今後、関係法令とも調和を図りつつ、ソフト的な取組の一環として、円滑な施設利用を可能にするため、施設整備を基礎としたうえで、整備状況や個別の事例に合わせて必要な配慮の推進を図る。

【見直しの方向性】

・「施設の円滑な利用のための支援の提供」という観点から、追記の必要性の検討や、望ましい対応について整備ガイドブックへの記載を検討する(第４条第２項、第５条第２項等)

・また、公共的施設整備の事前協議の際、事業者が書面提出する内容に、ハード面の施設整備を補うために、その施設の管理運営に当たって提供しようとしている支援や配慮の内容を追加して記載することを検討する。

・事業者向け研修会実施(再掲)、県民向けの啓発資料（合理的配慮等とも連携）(再掲)等

【改正の概要等（案）】

・　議論の経過や、障害者差別解消法の制定、バリアフリー法の動向等を踏まえ、条例改正を行う。

→　施設等を、障害者等が、実質的に安全かつ快適に利用できることの重要性に

鑑み、総則中、県や事業者が「自ら管理する施設等を、障害者等が安全かつ快

適に利用できるように配慮し、整備に努める」ことについて文言を整理して内

容を明確にする。（第３条第２項、第４条第２項）

・　併せて、上記点線の四角囲みにあるような施策の推進により、実質的な利用が

可能となるように取組を促進していく

４　情報バリアフリー、災害時対応等

見直し検討会議において、聴覚障がい者や視覚障がい者等への情報のバリアフリーや災害時対応の必要性等について意見があった。

また、認知症や発達障がいへの対応の必要性等についても、意見が挙がった。

施策としては、障がい者施策や災害対策、また情報化施策や高齢者施策等として対応していく内容が多いと考えられるが、条例においては、公共的施設の整備や利用に関して必要となる内容等について検討を行う。

【見直しの方向性】

　　・情報バリアフリーや、災害時対応に関して、公共的施設の整備や利用に際して、用

意することが望ましい情報設備や災害時に円滑な避難誘導・情報提供が可能な設備等に

ついて、整備ガイドブックへの記載検討等を行う。

・課題として挙げられた情報バリアフリー等の事項を含め、施設の円滑な利用に向けて、必要な設備の利用及びそのための支援の提供が円滑になされるよう、条例において追記の必要性の検討や、整備ガイドブックへの記載等を検討する。（第４条第２項、第５条第２項等）

・認知症や発達障がいへの対応について、整備ガイドブックにおける内容の加筆・追記を

検討する。

　　・事業者向け研修会実施[再掲]、県民向け啓発資料作成(合理的配慮等とも連携)[再掲]等

【改正の概要等（案）】

* 議論の経過や、障害者差別解消法制定、バリアフリー法の動向等を踏まえ、前述３の条例改正を行う。

→　課題として挙げられた情報バリアフリー等の事項を含め、施設等を、障害者等が、実質的に安全かつ快適に利用できることの重要性に鑑み、公共的施設の利用に関して、前述の３に記載のとおり、条例改正を行う。（第３条第２項、第４条第２項）

* また、上記点線の四角囲みにあるような施策の推進や、条例において趣旨が含まれていることが明確にわかるよう、整備ガイドブックに総則の解説を新設・掲載し、周知を図ること等を検討する。
* また、情報バリアフリー・アクセシビリティ、災害対応、認知症や発達障がいへの対応全般に関しては、基本的に個別施策で推進する観点から、関係各局への情報提供や連携を行う。

５　関係法令の改正に伴う規定の整理

（１）建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物等として使用する場合の扱い（第29条関係）

・第29条では、「学校（政令第５条第１号に掲げるものを除く。）」「共同住宅」「老人ホ

ーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第５条第９号に掲げるもの及

び規則で定めるものを除く。）」を特別特定建築物に追加している。ただし、仮設建築物

（建築基準法第85条第１項、第２項及び第５項）については、一時的な利用を前提として

おり過剰な負担となることが想定されることから、「特別特定建築物に追加する特定建築

物」から除外している。

・平成30年の建築基準法改正により、建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物等

として使用する場合に同法の制限を緩和する制度（建築基準法第87条の３第１項、第２項

及び第５項）が創設されたことから、その対応について整理する。

【改正の概要等（案）】

* 建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物等として使用する場合（建築基準法第87条の３第１項、第２項及び第５項が適用される建築物）は、一時的な利用を前提としていることから、仮設建築物と同様、「特別特定建築物に追加する特定建築物」から除外する。

（２）幼保連携型認定こども園への対応（第32条関係）

・第32条では、建築物移動等円滑化基準の一部を適用除外する規定を定めており、幼稚園及

び保育所については、幼児が自ら利用することは難しいと考えられること等から、オスト

メイト対応設備の設置を義務付けないこととしている。

・平成27年に創設された幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を兼ね備える

施設であることから、その対応について整理する。

※認定こども園等に対するオストメイト対応設備に関しては、国交省からも、施設の利用実

態等を踏まえ多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど合理的な

運用に努めるよう通知が発出されている。

【改正の概要等（案）】

* 平成27年に創設された幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を兼ね備える施設であることから、幼稚園及び保育所と同様、オストメイト対応設備の設置を義務付けないこととする。

≪その他　条例以外（施策等）に関わる部分≫

６　施設整備に係る効果的な計画方法の検討

見直し検討会議において、設計者だけでなく障がい当事者等を含めた設計方法の重要性について意見があった。単なる設備の整備のみに留まらず、障がい当事者が真に利用しやすい施設の整備に向け、効果的な方法の検討の必要がある。

　　【見直しの方向性】

　　・施設整備において、計画段階から当事者が参画し、意見を取り入れていくための施策・仕組み作りを検討する。

　・ガイドブックにおいて、条例の理念に沿った誘導が図られるよう、望ましい施設整備の方向性を示すような様々な優良事例、推奨例の掲載を検討する。

・条例において県の取組む事項に追記を検討する。

【改正の概要等（案）】

　・　第７条において、県が取り組む事項のうち、施設等の整備に関する留意事項として、関係者の参画を追記し、施設整備の上流（計画段階）での、障害者等を含め様々な関係主体の参画の推奨によりバリアフリー化をさらに推進することを明らかにする

【課題と考えられること（検討事項案）】

・　整備基準において、施設の計画段階からの当事者参加（インクルーシブデザイン）に関する規定の検討（整備に係る効果的な計画方法等）

・　整備ガイドブックにおいて、条例の理念に沿った誘導のため、望ましい施設整備の方向性を示すような、様々な優良事例・推奨例の掲載を検討

・　バリアフリーアドバイザー（一級建築士と車椅子利用者による現地調査・バリアフリー診断等）等による取組の充実・新たな対応の検討

・　その他インクルーシブデザインの啓発に向けた取組

７　条例遵守率の向上に向けた取組

　　　条例遵守率の向上に向け、事前協議にあたっては、設計当初から適合を目指してもらうよう、協議者の意欲を高めておく必要がある。

　　　また、地域における面的・一体的なバリアフリー化の推進として、バリアフリー法と条例の連携策について検討することも、遵守率向上の一助になると考えられる。

　【見直しの方向性】

・整備計画の当初から適合施設を目指して計画してもらうため、適合・遵守への動機づけや理解促進、意識向上施策について検討する。

・マスタープラン制度に基づく移動等円滑化促進地区や、基本構想に基づく重点整備地区内における法と条例の連携策について検討する。

　【課題と考えられること（検討事項案）】

　　適合・遵守への動機づけや理解促進、意識向上策の検討

　　・　事業者向け研修会（建築士等を主対象）の拡大・充実の検討

・　条例改正の周知を活用、合理的配慮の義務化といった流れを踏まえ、啓発と条例遵守

の周知

・　バリアフリーアドバイザー（一級建築士と車椅子利用者による現地調査・バリアフリー診断等）等による取組の充実・新たな対応の検討[再掲]

　　移動等円滑化促進地区や重点整備地区内等での法と条例の連携策

　　・　各市町村への依頼等による働きかけ

８　整備基準・運用の見直し検討

　　　整備を進めるにあたっての課題等を考慮し、基準や運用の見直しが必要と判断される事項について、検討する必要がある。

【見直しの方向性】

・整備を進めるうえでの実情や個別の課題を考慮し、十分なバリアフリー対応が確保されることを前提として、必要に応じた規則（整備基準）の見直しを検討する。

【課題と考えられること（検討事項案）】

～各土木事務所・特定行政庁からの提起事項等～

・小規模福祉施設（既存住宅を用途変更し設置されるもの等）の状況を踏まえた基準緩和

の検討

・機能分散化した便房（バリアフリートイレ）に対する条例適合の~~判断~~扱い

・その他未整備割合の高い整備項目に関する改善施策　　等

　　・傾斜路及び階段の「識別しやすさ（明度差等）」のより具体的な基準設定について

・幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について

～バリアフリー法施行令・円滑化基準等との関係～

・バリアフリー法施行令の改正（H30）により、宿泊施設における車椅子使用者用客室の設

置基準が県の整備基準と同程度となったが「一般客室のバリアフリー化」について、より積極的な取組みを求めるかどうか

・平成29年度改正の公共交通移動等円滑化基準（省令）及び整備ガイドライン改正の突合

・その他、基準突合、設計標準確認等

* 見直し項目及び内容の詳細については、別途立ち上げる整備基準見直し会議において、条例見直し検討会議で整備基準やガイドブック等で対応することと整理したものや、実際に窓口で条例に基づく対応を行っている各土木事務所や特定行政庁等との会議等も踏まえて、検討を行う。